

食安輸発0709第1号  
平成25年7月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(台湾産養殖鰻のフェニトロチオン、ナイジェリア産ごまの種子のクロルピリホス、  
スペイン産非加熱食肉製品のリステリア菌、フランス産レンズ豆のピペロニルブト  
キシド及びイタリア産ラディッシュのボスカリド)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け  
食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年7月3日付け食安輸発0703第1号）に基  
づき実施しているところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から台湾産養殖鰻のフェ  
ニトロチオンの項を削除し、同通知の別表第3からナイジェリア産ごまの種子のク  
ロルピリホスの項を削除し、また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表  
第2からスペイン産非加熱食肉製品のリステリア菌の項、同通知の別表第3からフ  
ランス産レンズ豆のピペロニルブトキシドの項、同通知の別表第2及び別表第3か  
らイタリア産ラディッシュのボスカリドの項を削除するので、御了知の上、関係業  
者等への周知方よろしく申し上げます。